

○霧島市出前講座実施要綱

平成20年3月31日

告示第76号

改正 平成22年3月31日告示第73号

改正 平成31年3月8日告示第50号

(目的)

第1条 この告示は、出前講座を行うことにより、市民等の市政に対する理解を深めるとともに、市政の充実及び意識啓発を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「出前講座」とは、市民等のグループ・団体が主催する集会等に、講師が出向き、市政の説明等を行うことをいう。

2 この告示において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者

3 この告示において「グループ・団体」とは、市民等で構成する10人以上のグループ・団体をいう。

(内容)

第3条 出前講座の内容は、市長が別に定める。

(講師)

第4条 出前講座を行う講師は、次のとおりとする。

- (1) 市職員
- (2) その他市長が必要と認めた者

(開催日時及び場所)

第5条 出前講座の開催日時は、12月28日から翌年の1月4日までの日を除く午前9時から午後9時までのうち2時間以内とする。

2 出前講座の開催場所は、霧島市内に限る。

(利用等)

第6条 出前講座を利用しようとするグループ・団体の代表者(以下「利用者」という。)は、原則として当該グループ・団体が主催する集会等を開催しようとする日の30日前までに霧島市出前講座利用申込書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 出前講座の利用に係る施設の使用及び運営については、利用者の責任において行うものとする。

(決定)

第7条 市長は、前条の利用申込みがあったときは、内容、日時等について調整の上、利

用を承諾するか否かを決定し、霧島市出前講座利用(承諾・不承諾)通知書(第2号様式)により利用者に通知するものとする。

2 市長は、前項の利用を承諾する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(利用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座の利用を承諾しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。
- (3) 出前講座の目的に反し、職員の派遣が適当でないと認めるとき。

(変更等の届出)

第9条 第7条の出前講座の利用承諾の通知を受けたものは、開催日時、場所その他申込事項に変更があったとき、又は出前講座の利用を取り消そうとするときは、直ちに市長に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(講師料)

第10条 出前講座の講師料は、無料とする。

(庶務)

第11条 出前講座に関する庶務は、総務部秘書広報課において行う。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第73号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月8日告示第50号)

この告示は、平成31年3月8日から施行する。